

鎌倉後期の「国衙興行」・「国衙勘落」

— 王朝と幕府の国衙興行政策 —

稲葉伸道

はじめに

中世の国家史を論述するためには、幕府政治史を論ずるだけでは不十分である。幕府によってその有する統治権を次第に剝奪されていくとはいえ、王朝の中世的な政治制度、政策について考察を加えないかぎり中世の国家像は豊かにならない。とりわけ鎌倉時代は、幕府と王朝が東西に並立し、幕府の圧倒的な優位の下にあっても、なお、王朝は畿内・西国を中心にその権力を保持していた。この鎌倉時代の王朝の政治制度・政策については、裁判制度を中心に解明が進んでいるとはいえ、その全体像はまだ十分に明らかになっていないとはいいたい。本稿は律令国家以来の政治的・経済的基盤をなす国衙や国衙領に対して、王朝がいかなる政策をとったのかを問題として、先の課題に応えんとするものである。

鎌倉時代の国衙や国衙領がいかなる状況にあったのかは、平安時代に比べて、余り注目されているとはいえない。そうしたなかで、唯一この点に注目しているのは、石井進氏の『日本中世国家史の研

究¹⁾である。周知のように、この書のなかで、一國平均役徴収、在庁官人の御家人化、大田文徴収、地方寺社造営、守護領などの側面から国衙権力が鎌倉幕府によって設置された守護によっていかに吸収されていったかが問題とされた。その鮮やかな論証によって、鎌倉時代には国衙権力は幕府あるいは守護によって掌握され、国衙領は実質的には守護領と化したというのが定説となったと思われる。基本的にはこの定説に異論をさしはさむ余地はない。ただ、石井氏の観点が幕府側にあったことから、国衙権力の弱体化が強調されたように思われる。鎌倉時代とりわけ承久の乱以後において、確かに国衙権力は衰退していくが、それはまだ衰退過程であり、完全に消滅したわけではない。国衙および国衙領の消滅は、次の南北朝・室町時代の問題なのである。地域差の問題もあるが、国衙の機能はいぜんとして存続しており、国衙領は王朝あるいは知行国主にとっての経済的基盤たりえたのである。石井氏が大田文の研究で明らかにされたように、大田文のなかには幕府による作成以外に、王朝の命令によって国衙が作成したものが鎌倉時代後半にもみられるのであ

る。⁶⁾

衰退しつつある国衙および国衙領に対して、王朝はいかなる政策をとったのか。徳政の本質のひとつに「本来あるべき姿への復興」があるならば、鎌倉後期の王朝の徳政にも、裁判興行などと並んで、国衙あるいは国衙領の復興政策があつてしかるべきではないだろうか。もちろん、その復興とはたんなる過去への回帰だけではなく現実に規定された新しい政策でもあるはずである。本稿では、鎌倉時代の後半になって史料上に登場する「国衙興行」「国衙勘落」などという言葉に注目し、それが史料上どのような意味を持っていたのかを明らかにし、この問題を考えてみたいと思う。また、鎌倉幕府がこの問題に対して、いかなる関係にあつたのかも、考えてみたいと思う。

一 「国衙興行」・「国衙勘落」の事例

鎌倉時代の史料にこれらの言葉がどのように使われているのかを、まず、検討してみたい。

(一) 尾張国

愛知県猿投神社所蔵の「本朝文粹」の紙背に一連の興味ぶかい文書の断簡が残されている。⁷⁾ そのなかの一通をまず示そう。

注進

熱田大神宮御領被停止国衙勘落濫責由、去六月三十日并八月七日被成下兩度 院宣後、猶以致輕暁違背、称可令国衙勘落、責取御年貢所当、号札根、称箸臺代錢貨、供給雜事以下質馬衣類以下、種々追捕質納損物等、并刈取色々作物、或掘取、或引捨、壞取在宅、伐採樹木、運取所有資財資具大小雜物、致散々苛法濫責所々事、但名主百姓等同心于国衙、不従社家、神領数ヶ所雖在之、恐国方、不出注文之間、就名主百姓当進注文、且注進之、(以下欠)⁸⁾

この注進状の最後尾にあたと推定される断簡によれば、この注進状は永仁六年九月日のものである。この他の断簡の内容も参考にして事件の経過を示すと次のようになる。永仁六年六月三十日以前に熱田社領に国衙の留守所の在庁官人や目代の代官・下部等八十余人が「国衙勘落」すべきと称して乱入した。それに対して熱田社は本家である後深草院に訴えて乱妨停止の院宣を同年六月三十日と八月七日の二回にわたって獲得した。⁹⁾ それでも猶国衙側の乱妨が続き、国衙勘落と称して神領の年貢・所当を責取り、札根・箸台代錢貨・供給雜事・質馬・衣類などと称して、質納損物等を追捕し作物を刈り取ったり、掘りとったり、引き捨てたりし、さらに、名主・百姓の住宅を破却し屋敷地の竹木を伐採したり、住宅内の資材物を運び去ったという。こうした事態に対して、熱田社は神領の名主・百姓から国衙によって濫責された所当などの注文を提出させ、この「国衙濫責神領所々」の注進状を作成したものと思われる。

さて、ここに登場する「国衙勘落」とは何を意味しているのであろうか。「勘落」とは検注の際に給免田などを否定して、一般の公田に組み入れることを意味し、室町時代には没収と同義になる言葉であるとされる。⁸⁾この場合、国衙が「勘落」の主体であり、郷・村・名・免田など旧国衙領の単位から構成される熱田社領が、国衙によって検注され国衙領に組み込まれ、所当年貢が徴収されることを意味していると思われる。この国衙勘落は熱田社領だけを対象としたものではない。この前年、永仁五年四月十七日の伊勢神宮外宮庁宣⁹⁾によれば、このころ「尾張国酒見御厨以下諸神領等」が国衙によって「乱妨」されたという。この「国衙乱妨」とは、まさに熱田社領への「国衙勘落」と同じ事態を指していると考えてよいであろう。永仁五年ごろに尾張において伊勢神宮や熱田社などの所領に対して、国衙が「勘落」を実施したと推定されるのである。

この永仁より五十年前、やはり尾張において国衙によって神領が収公されることがあった。

暦仁元年十二月の尾張国国司庁宣案¹⁰⁾や仁治二年四月二十四日の官宣旨案¹¹⁾によると、天福年間(一一三三～一一三四)に、「去承久以後不帶勅免・国免新立神領、一國平均可顛倒」という内容の「論旨」あるいは「宣旨」が下されたという。当時、尾張においては「当國之習、甲乙之輩以相傳之領、蒙國務以下免除、寄進諸社修理料者、古今之流例也」あるいは「當國之法、以甲乙人之私領、寄進諸社之日、蒙國宰之裁免、為永代之神領、前司一与之後、々司不能反覆」

という状態になっていた。ここに見られる甲乙人の私領とは、主に在庁官人の私領すなわち国衙領の在庁名・郷・村であった。国衙の在庁官人たちは自己の私領と化した国衙領を尾張国一宮・二宮・三宮である真清田社・大県社・熱田社や惣社に寄進し、国司の免判を得て自己の権益を保持せんとしたのである。¹²⁾天福の宣旨は、こうして寄進された神領のうち承久以後に立てられたものを整理し、元の国衙領に戻そうとしたものである。

(二) 若狭国

東寺領若狭国太良庄の歴史について叙述した網野善彦氏の『中世莊園の様相』は、「もともと太良保といわれ、知行国主の支配下におかれていたこの莊に対しては、過去の因縁を利用した国衙からの干渉も著しかった」とし、¹³⁾建治三年・正応三年、永仁六年、正安三年、正和三年、文保二年、元亨三年の国衙による太良庄の顛倒の事例を挙げている。これらの事例については、国衙による「顛倒」の原因が必ずしもすべて太良庄成立時の「因縁」であるとは思われないので、網野氏の指摘を今一度検討したい。

まず、正和三年の知行国主延曆寺による顛倒の例を検討する。山門が国主として太良庄を国衙領としたことは、この年十月四日の東寺供僧の評定事書に「山門為当国司之間、可落国衙之由、及濫妨」という記事から判明する。¹⁴⁾山門が国衙勘落を行ったのは、「於当國務者、為一段之料所、任今年三月三日 院宣、致其沙汰候歟」とあ

るように、この年三月に後伏見院の院宣によって若狭国を山門の料所として知行することを認められたからである。この時、東寺側は太良庄が延応以前の庄号の地であることを理由に国衙領への編入を免れようとした。¹⁶これは、東寺側からの訴訟を受けた王朝の担当奉行が、国衙勘落の対象を「文永いこのしやうかうのち」に限っていたことによるものである。¹⁷当時の王朝に文永以後の新立庄園は国衙に収公されてもよいという認識があったことが伺える。

正安三年に太良庄が国衙によって顛倒されたことは、正安三年の早米送文に「残御米、当庄被落国衙新使取之」とあることや、延慶四年の東寺雑掌の陳状に「正安三年早米以後、當庄被落国衙」とあることからわかる。¹⁸この時、国衙の新使は大嘗会米の官使とともに太良庄に入ったらしい。¹⁹この国衙の新使は国主である女院によって派遣されたものと、網野氏は推定している。²⁰

この他、文保二年には国主談天門院による顛倒がなされ、大嘗会米が建久以後の新立庄に賦課されようとした。²¹元亨三年にも国衙によって「濫妨」がなされている。²²十四世紀以前についてみると、正応三年には、国主吉田俊定による国檢がなされんとし、また大嘗会米も賦課されようとした。²³建治三年、文永八年にも国衙によって収公されようとしている。²⁴このように太良庄はつねに国主、国衙による顛倒(収公、勘落)の対象になっていたのである。このような国衙による顛倒は太良庄が本来、太良保という国衙領であったことによる。建保二年頃、本家歡喜寿院、領家源兼定の庄園として成立し

た太良庄は、嘉禎三年の国檢によって国衙に「落」された。²⁵この国檢は賀茂社領宮河庄領大谷村や散在神田に対しても実施されたことから、太良庄だけではなく、賀茂社領にも及んでいる。続いて、延応元年にも国主式乾門院によって顛倒され、太良保とされている。²⁶この時も、賀茂社領宮河庄に「国衙使」が「乱入」していることから、国衙による顛倒は太良庄に限らず、若狭一国を対象に実施されたと考えられる。

(三) 安芸国

永仁五年に東寺造営料国となった安芸国を対象に、元応元年、後宇陀上皇は次のような院宣を発している。

東寺造営料国安芸国、貞応以後新立庄園付国衙、早速可被終塔婆修理之功者、

院宣如此、仍執達如件、

元応元

六月二十一日

按察使長隆

素道上人御房

追申

無用在庁官人等給田、可被勘落之由、同所被仰下也。²⁸

知行国主にあたる東寺造営の大勸進素道上人知元に対して、安芸国の貞応年間以後に設立された新立の庄園を整理し、国衙領に組み入れることを命じたものである。在庁官人から給田を没収して、国

衙領に「勘落」することが命じられているのも注目される。この命令に先立って安芸一国の国検も命じられている。³¹同年八月に平田村・三田郷井原村が国衙領とされ、同じく高屋余田が国衙領とされ、同本保は勘落を免ぜられたのは、この安芸国一国を対象とする庄園整理令が実際に実施されたことを示しているものと思われる。

これ以前の応長元年には、東寺領の新勅旨田に大嘗会米が賦課され、徴収使である神部と共に近隣の地頭が勅旨田の政所に入部し、年貢を奪いとっている。³²大嘗会米の徴収使は「不限当国一所、被仰下諸国平均宣旨之状、於建久以後新立庄園、准公田、任旧符、宛氏畝備神護」とあるように、この前年に全国に発せられた大嘗会米徴収の宣旨によって新勅旨田に入ったものと思われる。近隣の地頭がそれに加わったのは、鎌倉幕府が全国に「除三社并三代御起請地及建久以前庄園」という内容の関東事書を発し、この宣旨を施行したからであろう。新勅旨田の成立は仁治三年であるから、この宣旨の対象となったものと思われる。この場合、新勅旨田が国衙によって勘落されたわけではないが、これまでみてきた国衙勘落と同様の事態が、現地において生じていると言えよう。

庄園としての成立時期の新しい新勅旨田の勘落は、徳治三年にもあったらしい。³³

(四) 周防国

周防国が東大寺の造営料国となったのは鎌倉時代の初め、文治二

年のことである。この時は一時的なものであったが、寛喜三年以後は永統的料国となつて、東大寺大勧進が国司となつたことは周知のことである。³⁴この東大寺による周防国衙領経営に対して、鎌倉幕府は永仁二年以降積極的に支援し、国衙の「再興」がなされた。³⁵

正応四年末の国庁放火事件の混乱の後、永仁元年に東大寺大勧進に就任した鎌倉極楽寺長老の忍性は、周防国の「諸郷保所務」に対する地頭等の濫妨を停止するよう幕府に訴え、その結果、翌永仁二年七月に、国衙に従うことを命じた関東御教書が守護北条実政に充てて出された。³⁶この命令を、守護実政は安田保の地頭代をはじめとする三十三か所の国衙領地頭やその代官に対して施行した。³⁷鎌倉幕府が、地頭の利益よりも国衙、知行国主である東大寺大勧進上人の側にあることに注目しておきたい。

正和五年の周防目代承元の寄進状は、「国司上人」である大勧進上人が管領する周防国阿弥陀寺に対して、免田を元の如く寄進したものである。³⁸それによれば、免田の下作人が「武威」を募つて年貢を納めないため、幕府に訴え、「國中諸寺社事、守貞永宣旨・御施行并正安御下知状等、可沙汰付于国衙之旨、正和二年七月二十日・同三年九月十六日被成関東御教書」という。すなわち、正和二年と三年の二度にわたつて、周防国内の寺社(その所領である免田も含む)を国衙に収公する命令が幕府によって発せられているのである。この命令が執行され、一旦国衙領に収公され国主の管領することとなつた阿弥陀寺免田は、この目代の寄進によって再び阿弥陀

寺の管領に戻されたのである。阿弥陀寺免田の国衙への収公は、正和四年七月に「長州御使」(長門探題)の命令によって両使によって実行されている。^①このときの免田の収公は、阿弥陀寺だけでなく周防国中の「諸社社免田畠下地」も対象であったことは言うまでもない。松岡久人氏の研究によれば、当時大勧進上人心源およびその目代承元は、国衙興行にあたって現地の在庁官人たちと鋭く対立していた。松岡氏が指摘するように、阿弥陀寺免田は在庁官人の利益と深く結びついていたのである。おそらく、尾張国で見たとように、国内有力寺社の免田が、国衙在庁官人の私領と化していた国衙領の寄進によって成立していたのではないかと考えられるのである。大勧進心源の国衙興行策すなわち国内寺社免田の勸落政策が、在庁官人と正面から対立するのは当然であった。

こうした政策は、貞永・正安年間にも実施されたと推定される。弘安十年の関東下知状案^②によると、貞永の宣旨とは貞永元年の宣旨と推定され、寺社免田の国衙への収公だけでなく、国衙領(郷・保)の「書生・公文・田所等」の諸職が国衙の進止とされた。国衙領の諸職が国衙の進止であるのは当然であるにもかかわらず、このような命令が下されたのは、これらの国衙領が国主・目代ではなく、事實上、在庁官人の支配下にあったことを意味している。その支配を排除することが、国主である東大寺大勧進にとつての課題であり、それを王朝および幕府は支援したのである。ただ、注意しなければならぬのは、正安以降は、もっぱら幕府による興行の支援のみで

あり、王朝の関与はみられない。

(五) 常陸国

文永十年六月日の留守所宛の常陸国国司庁宣案は「宣旨」に任せ、大嘗会用途料反別三升米を、「三社領」を除いて、神社・仏寺以下の免給を論ぜず平均に「公田」および「建久以後新立庄園」に賦課することを命じたものである。^③その際、「新立庄園并公田員数等、委可令注進言上」と、留守所からの注進が命じられている。ここでいう公田とは公領と同義である。大嘗会米賦課を契機として、国衙は常陸国内の庄園が建久以後の新立庄園か否かを調査することになったのである。

弘安九年二月の常陸国留守所下文案^④によると、前年弘安八年七月十一日に亀山上皇の院宣が下され、「在庁公人供僧名田畠、或沽却、或寄附武家被官輩、或入置傍官在庁名之、有限公田減失、仏神事・国役怠転、自今以後者、可糺返本主子孫」という内容であった。国衙在庁官人(公人)や国衙が管理する寺社の供僧に給されている国衙領の名田畠が「武家被官輩」に売買・寄付されたり、傍官の在庁名に取られたりしている状況があり、その結果国衙領(公田)が減少し、国衙が行うべき仏神事や国役が実施できなくなっている。これからはそれらを元あった状態に戻せという内容である。在庁官人の所領の売買・寄進は、尾張や安芸・周防などでも見られた現象である。笠松宏至氏はこの院宣について、旧国衙領取り戻しの措置

であり、法的にはほとんど同じ頃幕府が行っている関東御領や鎮西名主職興行令の裏返しともいうべきものであるとしている。¹⁵ 東国でありながら、幕府ではなく王朝によって国衙領取り戻しの一種の徳政令とでもいうべき法令が出されていることが注目される。

(六) 備中国

殿上熟食米料所備中国隼嶋保に関する一連の文書断簡が、壬生家文書のなかに残されている。¹⁶ この断簡は元は一通の陳状と考えられる。文書中に元亨三年の年号が登場してくることから、この年以降、あまり時期を隔てないころに作成されたものであろう。

文書内容から、隼嶋保(庄)をめぐる訴訟の経過は以下のごとくである。当保は殿上熟食米料所として大炊寮の便補保であったが、吉備津宮へも神供を出していたらしい。隼嶋庄であると主張する「大炊御門中納言家仲経」の余流(中納言法印か)と吉備津宮社家は、隼嶋保と主張する大炊寮および国衙と鎌倉末期に争い、元亨三年には記録所で裁判を行い、庄園領主側が勝訴したらしい。しかし、その後、庄号を停止する後醍醐天皇の諭旨が下ったので、庄園領主側が再び訴訟に及んだらしい。この一連の文書は大炊寮および国衙側の陳状と考えられる。

さて、庄園領主側の主張に次のようなものがみられる。

就下地、為貞応以後新立庄之由、依聞食之、被顛倒庄号、被付国衙者、元久庄号 宣旨以下帯之、非新立庄

これによれば、国衙側は貞応以後の新立庄園であることを理由に、隼嶋庄を顛倒し、国衙領に収公している。このことは、別の箇所でも、

旧院御分国之時、国衙御雜掌、或寄事於殿上熟食米、或号貞応以後新立、於 公家・武家雖及種々沙汰

とあり、「旧院」が備中の分国主であったときに国衙によって実施されていることがわかる。

凡新立之地顛倒之条、普為諸国之通例

新立地者、不謂給主之由緒、不依領主之濫觴、被付国衙条、不易之法、一同之例也

このように、新立庄園を顛倒し国衙領に組み込むのは「不易法」「諸国の通例」であったのである。この場合の基準は「貞応」以後か否かであった。国衙側のこの主張に対し、領主側は、貞応以後の新立庄ではなく元久年間に宣旨によって立庄されたものであると主張した。この点に対して、国衙側は、元久の庄号は承久の乱によって一旦武家が没収したが、やがて元に戻され、嘉禎二年の宣旨によって再び庄号が停止されたから、貞応以後の新立庄園であるとした。

国衙が大炊寮とともに、殿上熟食米の徴収を契機として、貞応以後の新立庄園か否かを調査し、基準に合わない庄園を整理しようとしたのである。

ところで、国衙側の主張のなかに、この隼嶋保の問題とは直接関

係せず、一般的な庄園整理令かと思われる部分がある。

以之(貞応以後の新立庄園)被付国衙之条、寛元・文永不易之聖断、弘安・元亨有道之 勅裁也

国衙の進止として殿上熟食米を納めよという内容の「宣旨・繪旨・院宣・庁宣・関東御下知」が、「貞応・寛喜・貞永・嘉禎・寛元・建長・文永・弘安」に出されているが、それとは別に、寛元・文永・弘安・元亨年間に貞応以後の新立庄園を顛倒し国衙領とする庄園整理令が出されていると考えられるのである。隼嶋保をめぐる争いの契機に、これらの整理令があったのではないだろうか。

二 「国衙興行」・「国衙勘落」の原因

(一) 庄園整理令

鎌倉時代後半を中心に、比較的史料に恵まれている「国衙興行」

・「国衙勘落」の事例を検討してきたが、これらの事例から、「国衙興行」・「国衙勘落」が何ゆえになされたのかを考えてみたい。

原因の第一に考えられるのは、庄園整理令の発布である。ふつう、庄園整理令の問題は平安時代のことと考えられており、鎌倉時代については顧慮されることはほとんどなかったといえよう。たとえば、『国史大辞典』でも、「十三世紀に入ると庄園の立券・増加の現象自体が下火になった結果、庄園整理を行う前提条件が失われ、庄園整理令は嘉禄元年の新制に持ち込まれたのを最後として発布されな

くなり、庄園整理の歴史は終わった」とされる¹⁸⁾。確かに、現存する公家新制の中では、嘉禄元年の新制に「一、可停止自今以後新立庄園事」という条文を最後に見られなくなる。しかし、前章の尾張国の事例に見たように、天福年間に、承久以後の勅免・国免を得ていない新立神領を顛倒する内容の整理令(宣旨)が発布されていたことは確かである。

問題は、この整理令が尾張国だけを対象としたものか、あるいは全国的に発布されたか否かという点である。それを確定する史料はまだ見いだせないが、播磨国においては、天福元年ころに安嘉門院領高家・柏野庄へ国衙から使節が下り、「新立庄」を理由に「没倒」・「顛倒」された事例がある¹⁹⁾。長門国においても、この年阿弥陀寺免田十二町に対して国衙の妨げがなされたという²⁰⁾。こうした僅かな残存例ではあるが、天福年間の庄園整理令が全国令として発布された可能性は高いと考える。

その内容は尾張で見たように、承久以後の新立庄園の停止であり、国衙在庁官人らによって一宮・二宮・三宮・惣社や地方有力寺院へ寄進された彼らの私領の取り戻しにあった。後述するように、これ以後の庄園整理令が貞応以後の新立庄園停止であるのにたいして、ここでは承久以後の新立庄園停止である点が注目される。承久とは承久三年の承久の乱ではなく、承久元年(二年)の大内裏造管を基準としたものであろう。造内裏役賦課にあたって、全国的な庄園整理令が発布され、賦課対象の庄園公領が決定されるのがこのころまで

の通例であると考えられているからである。⁵²⁾

この整理令で注目されるもう一つの内容は、国司や在庁官人による国衙領の寄進の問題である。建暦二年の公家新制⁵³⁾のなかにも、「一、停止諸国吏寄進国領於神社・仏寺事」という項目が立てられている。尾張でみたような在庁官人らによる国内有力寺社への寄進は、国司にもみられる現象であり、鎌倉前期の大きな社会問題といつてよいであろう。

さて、以上のように庄園整理令は天福まで下ることが判明したが、その後どうなっていたであろうか。

備中国隼嶋保においてみたように、寛元年間に貞応以後の新立庄園を停止する「不易 聖断」が下されている。同年五月七日の越中国司下文案⁵⁴⁾によれば、越中国の賀茂社領が国検によって国衙領に収公されている。この国検が庄園整理令によるものかどうかは確認できないが、寛元年間の整理令発布の可能性はあるのではないだろうか。

建長元年十月の伊豆国司庁宣⁵⁵⁾は、伊豆国一宮三島社の東経所料田十二町を元のごとく免田として認めるよう留守所に命じたものである。これによれば、「貞応以後新立免田等、悉可顛倒之由、雖被下宣旨」とあるように、これ以前に、貞応以後に設立された免田などを顛倒、即ち収公せよという宣旨が伊豆国に下され、この宣旨にもとづいて、国衙は実際に伊豆一宮である三島社の免田までも顛倒しているのである。この宣旨が伊豆国のみを対象としたのか、それと

も全国的に発布されたかはわからない。ここでも、神社に寄進された免田が整理の対象であった点が注目され、また、幕府管轄下の東国であっても、王朝から整理令が出されているのが注目される。

『経俊卿記』⁵⁶⁾建長八年六月二十二日条によると、和泉国八田郷が新立庄園であることを理由に顛倒されたが、前関白一条実経の申し入れによって「被庄号」という。一旦、八田郷が顛倒された理由ははっきりしないが、同年六月九日に経俊の兄で「一門之長」である吉田為経が没したと関係するらしい。和泉国は為経の知行国になつており、為経の死亡によって「当国大殿以下権門人々競望」という状態になつていたのである。為経の私領と化していた八田郷が、知行国主の交替という状況のなかで元の国衙領に戻されようとしたといえる。その際、和泉国一国を対象とした庄園整理令が出されたかどうかはわからない。しかし、翌正嘉元年七月二十二日の『経俊卿記』の記事をみると、この日、院に奏聞された和泉国御酒米の件につき、「新立庄被顛倒了、暫令候」という後嵯峨院からの仰せが下されていることから、前年の八田郷の顛倒がたんに八田郷のみの問題ではなく、和泉国一国の問題であったことが推測される。

同じく『経俊卿記』正元元年五月五日の記事をみると、四条大納言隆親が経俊のもとにやってきて、越前国の新立庄園の顛倒のため「無故新立所々、可尋沙汰」という内容の院宣を要求している。おそらく、この時に越前一国を対象とした新立庄園停止の整理令が出されたのではないだろうか。四条隆親は知行国主であったのではな

いだらうか。この時、興福寺領河口庄も顛倒せられたらしく、興福寺の訴えにより、元のごとく領知することを認める院宣が下されている。⁵⁷⁾

文永・弘安年間に貞応以後の新立庄園を停止する内容の「聖断」・「勅裁」が出されたことは、隼嶋保の例でみたところである。この整理令が備中国のみを対象としたのか、それとも全国的に發布されたものかどうかは確定できないが、若狭国の場合、文永八年に国檢が実施され、太良保・太良郷と呼ばれていること⁵⁸⁾や、弘安八年にも太良保と呼ばれていることから⁵⁹⁾、若狭国において文永・弘安ころに新立庄園停止の整理令が適用されたのではないだろうか。文永八年は駿河・伊豆・武蔵・若狭・美作・安芸に大田文注進令が出される前年にあたり、弘安八年は豊後国の凶田帳や但馬国大田文が注進された年である。あるいは、これら大田文作成と庄園整理令は関係するかもしれない。

元応元年に安芸国一国を対象として、貞応以後の新立庄園を停止し、無用の在庁官人の給田を勘落する内容の整理令が下されたことは、前章で指摘したところである。在庁官人の給田の勘落が問題となったことは、鎌倉前期の尾張国などでみられたように、在庁官人の国衙領の私領化がこの段階でも依然として大きな問題であったことを示している。在庁官人の国衙領の私領化を停止し国司の収益を確保せんとする政策であったといえよう。在庁官人の給田の勘落は元徳元年の河内国においてもみられる。⁶⁰⁾

備中国隼嶋保の事例でみたように、元亨年間に貞応以後の新立庄園を停止する「勅裁」が下されている。若狭国太良庄の場合も元亨三年に「国衙濫妨」がなされており、何らかの整理令が發布されたと考えられることから、このころ全国的に整理令が發布されたのではないだろうか。

さて、以上、庄園整理令の發布と思われる事例を年代順に並べてみた。その結果、指摘しうる点を以下に整理しておこう。

① 全国令として發布された庄園整理令は、嘉禄元年の新制以後は現存する新制条文中にみられないため、確実なことはいえないが、天福・寛元・文永・弘安・元亨年間に發布された可能性がある。庄園整理令の發布が造内裏を契機としているという説が市田弘昭氏によって提起されているが、ここに見られる嘉禄以後の整理令が造内裏を契機として發布された可能性は少ないであろう。⁶¹⁾

② 庄園整理令が全国令だけではなく、一国を単位として出されたことは、曾我良成氏の研究で明らかにされている。⁶²⁾この国司申請による一國令としての庄園整理令は、發布手続きを変えて鎌倉時代を通じて一貫して実施されたものと思われる。建長元年・八年や正元元年・元応元年の事例はまさにそうした一国を対象とした整理令である。建長元年の場合は宣旨によるが、正元元年・元応元年の場合には院宣で發布されている。但し、ここで注意しておかねばならない点は、国司の初任にあたって国司が提出する国司申請雑事はすでに慣行化し定形化していることである。たとえば、弘安十年の淡路守

清原直隆の申請した雑事三条⁶⁵の第一条は、「寛徳以後新立庄園并本免外加納田畠」の停止を内容とするものであった。これはすでに平安末より見られる文言であり、ここでみた整理令が貞応以後の新立庄を停止する内容であることと異なるものである。『勘仲記』の記主である藤原兼仲はこの條事定について、「抑條事定事、近年不被行之、上卿被仰職事、職事仰官、官召國解、吉例國申合本所被定下之」と記している。諸國條事定が当時行われなくなっており、その手続きを「為令知子孫委記之」ねばならなかったのである。申請する国は、「吉例國」が初めから指定されているのであって、その國解も定形化したものであった。したがって、國解をうけて出された官符が実効力を有したとは考えられない。鎌倉後期の一国を対象とした庄園整理令は、こうした儀礼化した條事定によって発布されたのではなく、『経俊卿記』の事例に見られるように、国司あるいは国主の申請によって院(天皇)に奏聞され、院(天皇)の了承を経て院宣(綸旨)によって発布されたものと思われる。

③ 天福の整理令を除いて、それ以後の整理令は全国令・一国令を問わず、貞応以後の新立庄園の停止を内容としている。貞応とは、承久の乱の後大田文の作成された貞応二年のことと考えられる。この年には石井氏が指摘するように、国衙作成のA型と幕府・守護作成のB型のものが存在しているのであり、庄園整理の基準となるにふさわしい。『太平記』(卷三十五)はこの貞応という年を、「貞応二武蔵前司入道、日本国ノ大田文ヲ作テ庄郷ヲ分テ」と記している。

貞応二年の大田文作成は幕府のみならず王朝にとっても、新しい国家秩序の出発点であった。その後の大田文の作成が庄園整理の契機となっている可能性もあるが、この点についてはまだ明確にすることができない。

④ 貞応以後の新立庄園のなかでも特に問題となったのは、諸国の一宮・二宮などの有力な神社や寺院の免田などに寄進された国衙領であった。これらは在庁官人が自己の私領と化している国衙領の權益を保全するために寄進したものである。国司あるいは知行国主の權益と在庁官人の權益とは必ずしも一致せず、整理令は国司・知行国主の側に有利であったと考えられる。

(二) 大嘗会用途などの一国平均役の賦課

若狭国太良庄の正安三年や文保二年の事例にみられるように、大嘗会用途の賦課にあたって、徴収使としての官使および国衙の使者が庄園に入部し、大嘗会用途を徴収したが、その際、新立庄園を理由に国衙領に勘落されることもあった。

鎌倉時代の大嘗会用途については、百瀬今朝雄氏や石井進氏・田沼陸氏などの研究があるが、これらは段銭の問題や幕府と朝廷との関係、あるいは、公田体制を論じるなかで関連して述べられており、正面からこの問題を分析したものではない。こうした研究状況のなかで、最近鎌倉時代の大嘗会用途について論じたのが平泉隆房氏の論文である。平泉氏の研究は、王朝の賦課する大嘗会米徴収に対し

て、鎌倉幕府がいかに関与していったかを論じたものであり、基本的に石井氏の視点を継承するものである。ただ、石井氏が応長元年の安芸国新勅旨田の大嘗会用途徴収の事実から、幕府による全国的な施行・徴収が、この時から行われたとした結論を追究するものとなっている。平泉氏の場合、鎌倉時代にあつた大嘗会のすべてがどのように徴収されようとしたかを、史料上、追跡した点に意味がある。

さて、以上の諸研究に導かれて、国衙による勘落の契機となつた大嘗会用途(米・銭)の徴収について、庄園整理令との関係で考えてみたい。

大嘗会米は、文永十年の常陸国・応長元年の安芸国・文保二年の若狭国の事例で指摘したように、全国の公領(国衙領)、および三社領・三代御起請地・建久以前成立の庄園を除いた庄園に段別に賦課された。三社領とは伊勢・石清水・賀茂の三社の所領のことであり、三代御起請地とは白河・鳥羽・後白河院のときに庄園となつたものをいう。こうした賦課基準は、平泉氏も引用された『妙槐記宣旨案』にある文応元年の後深草天皇の宣旨²⁶⁾にはじめて見られるものである。これ以前の大嘗会の時には、いまだこのような賦課基準は見いだされない。天福元年に祇園社領丹波国の四か保に対して大嘗会役が賦課されたが、祇園社の申請にもかかわらず「勅免之地」以外の「神社仏寺更非優免之限」として免除されなかつた。この「勅免之地」の条件については明確ではないが、祇園社領のような神社

領が免除されなかつたことは、このときの条件に三社領に限つての免除がすであつたのかもしれない。²⁷⁾

大嘗会用途は国衙が納めるべきものであつたが、文応元年の場合、河内守源親行の申請によって反別五文を賦課徴収せよという宣旨が下されている。国司の申請によって大嘗会用途賦課が命じられているのである。²⁸⁾これは一国を対象とする庄園整理令の場合と同じ手続きであると思われる。こうして宣旨が下つた国衙は、常陸国において見たように賦課対象か否かを調べるため、建久以後の新立庄園と公田の員数を調査した。文永二年に左官掌中原某が注進した遠江国²⁹⁾の三代御起請地と三社領の注文は、こうした国衙による調査が朝廷に注進されて作成されたものである。国衙による調査が、国衙に置かれている大田文の調査に留まるのか、それとも実際に国検をおこなつたのかははっきりしないが、太良庄の事例をみると後者の場合もあつたのではないかと思われる。そして、その際に太良庄でみたような新立庄園が国衙領に勘落されることもあつたのではないだろうか。もちろん、大嘗会用途は新立庄園にも賦課されるのであるから、新立庄園であることを理由に国衙領に勘落する必要はない。しかし、建久以後成立の庄園で、三社領に含まれない新立庄園(それには常陸国でみたように地方寺社の免田も含まれる)に対しては、大嘗会用途徴収の官使と国衙の使者が現地に入部するのである。大嘗会用途の事例ではないが、承久二年頃、遠江国池田庄において国衙在庁官人等が加納田と称して造内裏用途を賦課したことがある。³⁰⁾

これはまさに、加納田の収公をめざす庄園整理令が發布された場合と同じ国衙の行動といえよう。同じく広田社の敷地・神戸・神郷の場合、「本輪神領」（半不輪ではない庄園の意か）であるにもかかわらず、国衙在庁はなお公田として造内裏役を賦課したという。⁷³ 造内裏役という一国平均役の賦課が、国衙にとっては庄園整理令と同じような効果を持っていたといえよう。国衙にとって新立庄園は国衙領（公田）となんら変わりがないのである。

以上のような大嘗会用途賦課を契機とする国衙の庄園への「乱入」・「煩い」は、他の一国平均役、たとえば、造内裏役・伊勢神宮役夫工米や諸国の一宮などの造管用途の賦課にあたって同様の事態を生ぜしめた。先に造内裏役の事例を紹介したが、伊勢神宮役夫工米の場合も、「非三代御起請地之外、輒不可有御免」とされて、神宮の派遣する徴収使と国衙の使者が徴収に当たっている。⁷⁴ また、紀伊国の日前・国懸両社の造管のための「段米」・「屋宛」が国司によつて賦課された際、高野山領麻津保は承久の乱の頃に寄進された「新立之地」であるので、一旦、国衙によつてそれらが賦課されている事例⁷⁵にみるように、地方寺社の造管などのための一国平均役の場合も、全国的な賦課と同じ事態が起こっているのである。

新立庄園の不安定性は、庄園整理令だけでなく一国平均役賦課にあたっても露にされたのである。

大嘗会米の場合、鎌倉末期になると朝廷の全国的な賦課命令をうけて、鎌倉幕府が施行し地頭などによつて徴収された点については、

次章で述べることにしたい。

(三) 寺社造管料国の興行

前章において延暦寺知行国若狭国・東大寺知行国周防国・東寺知行国安芸国の興行の様相についてみたように、寺院知行国の積極的な経営は注目される場所である。こうした寺社の造管のために設定された料国は、王朝のみならず幕府によつても強力に興行政策がとられた。周防国においてみられたように、鎌倉末期になると幕府は地頭の活動を抑圧してまでも国衙の興行をおこなったのである。

もちろん、この幕府の政策は周防国だけに行われたのではない。同じ東大寺の料国である肥前国にたいしても、鎌倉末期に東大寺の国務に従わず、「号或新免・新給、抑留正税、称或恩賞、令押妨国領、不入立雑掌於郷保、恣令押領国領」という行動をとった地頭・御家人にたいして、院宣を施行するかたちで鎌倉幕府は国衙興行の御教書を守護に下し、守護はそれをさらに施行している。⁷⁶

こうした寺院知行国の国務は東大寺や東寺にみられるように、大勧進聖によつて請け負われるのが特徴であるが、この点についてはここでは指摘するに止める。

さて、寺社知行国の興行の具体的な中身は、周防国に見られたように、国衙領の興行と国衙在庁官人の掌握であった。特に、前者が寺社の修理・造管のための正税の確保という点で最優先されるべき問題であった。安芸国や若狭国においてみられたように、知行国を

宛がわれた東寺や延暦寺は先ず国検を実施し、国衙領の確保を目指し、それにともなつて前節で検討したように新立庄園の停止・勘落をおこなつたのである。弘安九年に佐渡国が東寺造営料国となつた時、王朝は「諸郡郷一国平均遂行国検」し、前代の国司が認可した国衙領の請所などを停止するべく宣旨を下している。²⁶⁾国検は一国平均に行うものであつた。

以上、鎌倉末期の寺院知行国における興行についてまとめてみた。この興行のありかたが、知行国一般にも適用されるものか否かは、慎重に検討すべき問題であるが、国検の側面に限っていえば、一般化するものである。若狭国太良庄でみたように、延応元年に太良庄が顛倒され太良保となつたのは、分国主が式乾門院になり、国衙使が国検のため庄園に乱入したことによる。嘉禎三年に太良庄が国衙に「落」されたのも、知行国主が交替して国検を実施したからであつた。国検が知行国主の交替時におこなわれているのである。これが従来の新任国司による国検の実施にならつたものであることは言うまでもない。国司による検注はその初めに一度実施されるのが通例であつたが、知行国制の発展により、同一国主による多年にわたる知行国の領有が行われるようになると、知行国主の任命の初めに検注が行われるだけで、国司の交替時期に必ずしも検注は実施されなくなつていった。それに対して王朝は、国検の実施を励行させるべき政策をおこなつた。文永二年には全国的に「二任一度」の国検の実施を遂行するよう後嵯峨の院宣が出され、²⁷⁾元亨四年には、信

濃国に対して八年(すなわち二任の任期)に一度の国検が後醍醐天皇の諭旨によって命じられている。²⁸⁾こうした王朝側の政策も、知行国主の国検の実施に影響を与えたのではないだろうか。

(四) 公田売買の禁止

弘安八年の常陸国宛の院宣にみたように、王朝は公田減失を理由に在庁官人等の名田畠(在庁名)の売買・寄進・質入した土地の取りかえしを命じた一種の徳政令を發布した。これは、在庁官人による在庁名などの一宮などへの寄進を停止し、元の国衙領への勘落を命じた庄園整理令とよく似た内容を持つていってよいであろう。この王朝による公田減失の停止政策は、これより約二十年前の弘長三年の公家新制の第二十五条に明記されている。

一、可興行同公田減失事

仰、聖王之政者因人心、宰吏務者叶民望、而近來之法、誠非其宜、任中国檢之時、偏依地頭土民之隱容、不全万頃百畝之町数、或又仮神威、或又寄權勢、国之凋弊職而斯由、前司縱雖違犯、後司宜改直、安民者君之惠也、悔非者人之廉也、兼又雖前司去任之後、売買共可有其科、

この条文は、国司が任中の国検を十分に行わず、国衙領の一宮などの神社や権門への寄進・売買を認めている現状を述べ、前任国司の時に寄進・売買が行われ、認可あるいは黙認されたものでも、現任の国司はそれを停止し、公田の売買を禁止し、公田の減失を防ぎ、

国衙領を興行しようとしたものであると解釈される。公田の売買の禁止には公田の寄進も含まれていると思われる。前任の国司の代に行われた売買・寄進行為を、現任の国司が否定し元の状態に戻すことは、先の弘安八年の一種の徳政令につながるものである。公田の減少をくいじめ国衙領を興行しようとする政策は、先の庄園整理令を継承するものであるといえ、形を変えた庄園整理令であるといえよう。

もとより、公田売買の禁止は新制条文中にはこれが初めての例であるとはいえず、律令以来公家法に継承されたものである。正応六年八月一日の摂津守解は儀礼化した諸国條事定において出されたものであるが、寛元五年二月二十八日のものに做つたものであり、正元二年四月六日の摂津守解と同文である。この第二条には、神社仏寺・諸御厨司寄人が公民作田を売買したと称して官物・臨時課役を免れることを停止することを要求したものである。この条文がいつごろから摂津守解に入り、定形化したものなのかははっきりしないが、仁治三年八月二十三日の摂津国申條々の第三条はよく似てはいるが、「請被停止神社仏寺権門勢家輩、乍耕作公領称売買、对捍所当課役事」とあることから、このころに定形化したものではないだろうか。平安末期の摂津守解が一条であり、その内容も寛徳以後の新立庄園加納の停廃を内容とするものであったことも、この推定を裏付けるものと思われる。儀礼化したものであり、また、いまだ確定できないものではないが、鎌倉時代前半のこのころに、公田売買の禁止が

王朝の政策に表れ始めたといえるのかもしれない。

ところで、この公田売買禁止法は、ほぼ同時期に鎌倉幕府によっても採用され、公田概念を拡大しつつ発布されていった。

弘長元年十二月二十七日の関東御教書(『鎌倉幕府法』、追加四〇六条)は、河内国橋嶋庄の名主・百姓が地頭の許可を得ず、勝手に名田・庄田を売買することを禁じたものである。庄園の名田・庄田を公田とし、その売買の禁止とすでに売買された下地の返還を命じているのが注目される。これ以前の貞永式目第四十八条では、御家人所領の恩給地の売買の禁止を規定しており、また、延応二年の追加法(一四五条)では御家人の私領の凡下の輩や借上への売却を禁止しているが、これらはいずれも御家人の所領に限定されている。その後、文永七年七月の若狭国太良庄の末武名をめぐる訴訟の過程で、「凡公領ヲ永地仁於売買之輩者、関東之御式目仁殊有御禁制事也」として公領の永代売買禁止の「関東之御式目」が引用されている。この式目がどの時期の式目かは不明であるが、ここでいう公領とは弘長元年の追加法にみる公田と同義であると解される。御家人所領のうち恩給地の売買が禁止され、やがて相伝の所領をも含めた所領全体に拡大され、さらに、御家人所領以外の名田や庄田・定田などを含んだ広義の公田・公領まで売買の禁止の対象となっていくたのである。これらの幕府法に王朝の公田売買禁止法の強い影響をみることができよう。

永仁五年の幕府の徳政令は、こうした鎌倉幕府法と王朝の公田売

買禁止法の影響をうけて出されたものであるともいえよう。

五味文彦氏は庄園整理令を一種の徳政令とみたが、この庄園整理令と徳政令の間の媒介項として、公田売買禁止令の存在を想定する必要があるだろう。

三、王朝と幕府の国衙興行政策

(一) 王朝の国衙興行政策

以上、承久の乱以後、とくに鎌倉末期の史料にみられる「国衙勸落」「国衙興行」「国衙煩」「国衙濫妨」などの言葉に注目し、それらの国衙側の積極的活動の内容と原因について、庄園整理令・一国平均役賦課・知行国制・公田売買禁止令の諸側面から考察した。

王朝国家にとって、その全国支配の基盤は鎌倉時代にあっても理念としては依然として国衙・国衙領にあった。すでに、一国平均役にみられるように、庄園・公領に対して臨時役を賦課する体制を持つていたとはいえ、それはあくまでも臨時の課役であり、王朝の財源として年中行事の体制を支える恒常的財源たりえなかった。国司から納められる国衙からの官物は依然として重要な収益源であり、王朝を構成する貴族・王朝国家をささえる神社にとっても必要欠くべからざるものであった。知行国制度のもと天皇家・貴族・寺社の経済的基盤としての国衙領の重要性は前代にも増して大きくなっていったのである。王朝から任命された知行国主は、目代を派遣し直ち

に国検を実施し、庄園として確立していない新立の庄園や免田などを収公した。これを国衙勸落と称し、収公にあたっては、前代からの慣例にしたがって国司が申請して一国単位の庄園整理令を得たのである。大嘗会用途などの全国的な一国平均役も知行国主にとっては、その財源たる国衙領を維持するうえで絶好の機会となるものであり、この契機に国検が行われ、国衙領の収公もなされた。こうした国衙領の回復にあたって、王朝は全国令としての庄園整理令を前代に引き続き発布したと思われる。

国衙領の復興は、便補保を経済的基盤とする諸官司、そして、官司を請け負う下級貴族・官人にとっても必要とされる政策であった。国衙と大炊寮が共同で訴訟にあたった備中国隼嶋保の事例は、その意味で象徴的なものであるといえよう。

王朝国家の国衙・国衙領興行政策は、復興という点において、まさに徳政にふさわしいものであった。徳政は新制という形をとって宣言され実行された。弘長三年の公家新制において、減失した公田の復興と公田売買の禁止が掲げられたのは、慣例化した庄園整理令だけではなく、新しい論理を王朝が打ち出す必要があったからであるといえよう。

ところで、この弘長の新制第二十四条の公田減失興行条項は、他の二十五条・二十六条・二十七条などと共に、国司行政について述べた部分の中的一条項であった。第二十四条は、国司が正税官物を私する不正行為を禁止し、正税官物の減失を興行せんとしたもので

あり、第二十六条は、たびたび交替する国司の代官の「或擲取妻子眷属、或奪取牛馬資材」という行為を停止し、「土民」の安堵をはかるうとする撫民法である。第二十七条も国司による臨時賦課を重要な勅院事に限定しようとする撫民法である。知行国制のもと国司や目代は、中央へ官物を納めず自己の私利を図るという状況があり、それは百姓に対する苛酷な収奪となっていたのである。王朝国家は、国家体制を支える国衙・国衙領の興行をはかり、国家に結集する貴族・寺社の国衙領支配を支持したが、理念として国家を支える民衆に対する撫民法を盛り込まざるをえなかったのである。また、国司制度に対しては、徳政の理念としては依然として本来の国司制度を理想とせざるを得なかった。第二十四条で国司の不正が問題とされ、第十九条において知行国制が問題とされたのは、こうした徳政の理念によるものである。

国衙および国衙領興行政策は、必然的に律令国家以来の国衙行政の中心にある国司制度に及ばざるをえない。第十九条は理念としての国司制度と現実の知行国制との間で悩む国家の状況をよく表している。

- 一、可撰其人任諸国守事、
 仰、頃年以降、封戸職田之禄、已依陵遲、維月仙雲之客、偏致国務、申任其宰吏、称之名国司、或举家僕不撰品秩、或依任料不嫌凡卑、自今以後、撰其仁可举之、又一任之中、莫改任之

上級貴族が国務を行い、名国司に地位の低い者を任命し、任料を得る知行国制の現実にたいして、名国司の存在は認めるものの、その任にふさわしい人物を任命し、また、任料をとるために改替することを禁じたものである。

国衙興行政策が国司制度にまで及んだ時、王朝は現実と理念との矛盾に直面することになるのである。

さて、国衙興行政策にはもう一つ矛盾があった。興行政策は、国家、知行国主・国司・目代、および国衙の在庁官人にとって推進されるべきものであった。しかし、このうち在庁官人の場合は尾張国の事例にみたように目代と行動を共にし、国司の側に立つ場合もあったが、周防国や安芸国などでみたように、その私領が勘落の対象とされ、知行国主・国司と鋭く対立する場合もあった。国家が国衙を復興させようとするならば、国衙留守所を含めて興行しなければならなかったのであるが、現実には国衙領からの収益の確保が問題であったのである。政策の実行が在庁官人と対立することになったとしても、私領が収公され収益が確保されるならば、国家にとって在庁官人の抑圧は問題とならないのである。当然のことではあるが、国家は知行国主の側にあった。

鎌倉時代最末期の元弘元年から二年にかけて、王朝は国衙興行を政道興行の一つとして立案した。『花園天皇日記』⁸⁹元弘元年十二月八日条や同二年六月三日条の裏書によると、王朝は鎌倉幕府に対し政道興行等について打診したが、その中の一項目に「都鄙合躰」な

どとともに「国衙興行」があつたのである。これが、いかなる内容を持つたものなのか、それまでの矛盾を抱えた国衙興行政策を受け継いだものであるのか、それとも、それを越えるものであつたのかは残念ながらわからない。

その翌年、建武新政権が誕生し、知行国制の廃止が断行される。佐藤進一氏はこの知行国制の廃止について、「知行国制という形をとって平安末以来次第に馴致・強化されてきた国務の私領化を否定することこそ、建武新政における国司制度改革の狙いであつた」と評価されている。⁹⁰⁾先に鎌倉時代の国衙興行の抱える矛盾について指摘したが、この矛盾を建武政権は止揚しようとしたのである。しかし、この理想は建武政権の崩壊とともに破られ、元の知行国制が復活するのが歴史の現実であり、鎌倉時代に高まった徳政の理念の現実に対する敗北であつた。

(二) 鎌倉幕府と国衙興行

国衙興行は王朝だけの問題ではなかつた。周防国における国衙興行が幕府によって積極的に支援されたように、また、鎌倉末期になつて大嘗会用途の徴収が幕府によって全国的に行われたように、幕府は国衙および国衙領の興行を目指す王朝の政策を積極的に支援したものと思われる。

永仁三年五月二十九日の追加法(六五四条)はその意味で注目すべき法である。

一、可諸国興行事、永仁三 五 廿九評

糺明寛元之例、被分付下地否、可有御沙汰、

諸国興行が幕府の評定の議題となり、寛元年間の法を参考にして、「下地」を「分付」するか否かが問題とされたのである。「下地」の「分付」の意味は不明であるが、国衙興行に関わるとすれば「下地」とは国衙領を意味し、その「分付」とは国衙領を国衙に付けるすなわち、国衙領の幕府による復興を意味するのではないかと推測される。「可有御沙汰」とあつて、評定の結果が法として発布されたか否かは明確ではないが、「近衛家本追加」などの追加法令集に残されていることから、国衙興行は法として発布されたものと推定する。

この永仁三年の「諸国興行」が、前章でみた元弘の王朝による「諸国興行」のように、王朝と幕府の連絡のもとに実行されようとしたか否かは明らかではない。

鎌倉幕府の政策と王朝の政策とは呼応することが多く、その結果、幕府の支持基盤である地頭・御家人の利益に反する政策をとることもあつた。国衙興行政策もその一つである。

元亨二年一月十二日の追加法(七二七条)は、その意味で注目される。

一、国領地頭等可濟年貢事、元亨二 正 十二

右、臨西収之期者、致急速之沙汰、翌年二月可令皆済、縦又雖京進不可過六月、若抑留之由、雜掌訴申者、遂結解可弁償之旨、

可被下奉書、不叙用者、託使者可催促之、即及參對請勘定者、可遣其道之由、可成下知狀、結解難洪之輩者、任申請員數可成敗、猶對捍者、重以使者尋問実否、未済之條無所遁者、可改所職、於催促并究済期日者、且依其地遠近、且就未進多少、隨事棘可斟酌也

次、前国司時未済分事、自今以後者、可并于先司矣、次、同所領請所事、前々蒙下知預御口入地之外者、可顛倒、但康元々年以前者、雖為私和談、不可有相違、弘安七年以後者、

縦帯裁許狀、宜任国司之意焉、

国領の地頭の年貢（正税官物）の弁済に関するこの法は、鎌倉末期における幕府の政策を知る上で重要である。内容は三か条に分かれている。第一条では、地頭が年貢を国領側に皆済する期限を示し、期限内に納めず国領側の雑掌が幕府に訴えてきた場合についての処置を規定している。幕府の指示に従わずなお年貢を納めない場合は、地頭職を代替するとしている。第二条は、前任の国司の時の年貢未済分については、これからは現在の国司に納めるのではなく、前任の国司に納めよという内容である。

以上の二か条は地頭が国司に対して年貢を納めることを規定したものであるが、注目すべきは第三条である。地頭が国領を請所として請け負っている場合、前々から鎌倉幕府の下知を得て、幕府が地頭と国司の間に入って地頭請所となっているならばよいが、そうでない場合は地頭請所を「顛倒」するとしている。「顛倒」とは国

司と地頭との契約を破棄して、地頭請でない状態の国領に戻すことである。「康元々年」とは得宗北条時頼が執権を辞して出家した年である。時頼が執権の地位にあった時点までは、たとえ幕府の関与しない「私和談」であったとしても、地頭請所の現状を認めるが、弘安七年以後はたとえ幕府の地頭請所を認める「裁許状」があったとしても、国司の意に任せるとしている。弘安七年とは執権北条時宗が没して貞時が執権に就任した年である。すなわち、康元元年以後に幕府の「口入」によらないで成立した地頭請所は「顛倒」するのを原則とし、さらに弘安七年以後に成立した地頭請所は、たとえかつて請所をめぐって国司と地頭の間で裁判があり、地頭勝訴の幕府の裁許状を地頭が持っていたとしても、請所を顛倒し国司の意に従うべきであるとしているのである。これは、国司側に立った法であり、国領地頭にとってはすこぶる不利な法であった。

国領興行令のひとつともいえるべきこの追加法が出された元亨二年とは、まさに王朝側では後醍醐天皇による親政が積極的に展開している年であり、幕府と王朝の徳政の呼応性を考えると、このとき王朝の側でも国司の国領年貢の収納に関する新制が出ていたのかもしれない。

さて、幕府が知行国主・国司側の權益を擁護し、地頭・御家人による正税官物の対捍を停止しようとしたことは、すでに周防国の事例でみたところであるが、正中二年八月二十五日の関東御教書もそうした事例の一つである。幕府は伊予国の国務を妨げる地頭・御家

人の行為を嚴重に取り締まるように六波羅に命じているのである。伊予国が関東申次西園寺家の知行国であることを考慮しなければならぬが、こうした命令が幕府の一般的方針であったと推測するのが妥当であると考えられる。

以上のように鎌倉末期に幕府が国衙興行政策をとり、国衙領の地頭や御家人を抑圧したのは、ある意味では当然であった。幕府が全国政権化した王朝の財政をも肩代わりした鎌倉末期において、国衙および国衙領は幕府にとつてもその支配基盤として重視すべきものとなったからである。守護が国衙の権限を一部吸収し、国衙領を守護領化している場合はなおさらである。鎌倉末期に鎌倉幕府がその支持基盤である地頭・御家人に対して抑圧する政策をとつたことは、他にも神領興行令や一宮・国分寺興行令にみることができる。それは幕府が国家として当然とるべき政策であったのである。国家はその終末期において、結果としてその国家の成立基盤である勢力に対して、その利益に反する政策を余儀なくされる。国家は国家独自の論理によつて動くものであり、一つの政権が国家を担うものであれば、政権は国家の論理に組み込まれざるを得ない。

おわりに

鎌倉後期の国衙興行・国衙勘落という事実から、この時期の王朝と幕府の国衙興行政策を検討した。その結果、興行政策は王朝と幕

府がともに実行しており、両者の間で何らかの連絡があったとも推測される。この時期の両者の政策すなわち徳政については、どちらか一方だけをみるだけでは全貌は見えてこないであろう。神領興行法が幕府のみならず王朝によつても実施されていることを想起すべきである。本稿は不十分ではあるがそうした試みのひとつである。国衙と守護との関係、あるいはいわゆる公田体制の問題など、十分触れられなかった点もあるが、今後の課題としたい。

(一九九〇年一〇月二五日脱稿)

註

- (1) 岩波書店、一九七〇年刊。
- (2) 石井氏は現存大田文の記載内容から、A型(一国内国衙領・庄園すべての田地面積を記すもの)、A'型(一国内国衙領・庄園すべての田地面積および国衙領の応輸田の所当米を記すもの)、B型(一国内国衙領・庄園の田地面積および領有関係、とくに地頭の氏名を記すもの)の三種に分類し、A A'型は国衙の大田文、B型は幕府の大田文とされた。鎌倉時代後半、文永以後作成された大田文をみると、文永二年の若狭国、弘安一年の常陸国、正応五年の肥前国、嘉元四年の常陸国の大田文(惣田数帳)等がA A'型に相当するとされている。
- (3) 『新編一宮市史』資料編六の猿投神社文書に全文書が収録されている。
- (4) 同上、猿投神社文書一六号、『鎌倉遺文』一九八三五。
- (5) 同上、猿投神社文書六号、『鎌倉遺文』一九八二七。

- (6) 熱田社が持明院統に伝領されたことについては、小島鉦作「中世における熱田社領」(『神道史研究』七の六)。
- (7) 何故に二度にわたって院宣が下されたのかは不明であるが、あるいはこの年(永仁六年)七月に伏見天皇が讓位し、伏見院政が開始されたことが関係するかもしれない。六月三十日の院宣は後深草上皇の、八月七日の院宣は伏見上皇のものであると推測される。
- (8) 網野善彦他編『講座日本荘園史一 荘園入門』(吉川弘文館、一九八九)所収の「荘園関係基本用語解説」(大石直正氏執筆)による私見によれば「勘落」という言葉が史料上に登場するようになるのは、鎌倉中期のころと思われる。文永六年十二月日の某田地宛行状(『鎌倉遺文』一〇五六一)に「彼田者、沙弥成仏所相伝也、爰檢注時、被勘落云々」とあるのが早い事例であろう。弘長二年三月一日の「関東下知状」(『鎌倉遺文』八七七五)には「落勘」という言葉もみられるが、預所が仏神田の下地を取帳に任せて引き募る行為を指していると考えられる。勘落と同義であろう。およそ鎌倉中期ころを境として、それ以前は国衙の顛倒とか収公などといったことが、それ以後は国衙の勘落と呼ばれるようになる。
- (9) 『鎌倉遺文』一九三四四。
- (10) 『新修稲沢市史』資料編七古代中世、大國靈神社文書二号、『鎌倉遺文』五三六六。
- (11) 醍醐寺文書、『鎌倉遺文』五八〇八。
- (12) 当時の尾張国内の在庁官人の動向については『新修稲沢市史』通史編上(一九九〇刊)の筆者執筆分を参照。
- (13) 『中世荘園の様相』(稿書房、一九六六)一六〇ページ。
- (14) 正和三年十月四日「東寺僧侶評定事書」(東寺百合文書は、『鎌倉遺文』二五二五二)。
- (15) (正和三年)十月十六日「法印遍禪申状案」(東寺百合文書は、『鎌倉遺文』二五二六五)。
- (16) 正和三年十月十五日「後伏見上皇院宣案」(東寺百合文書は、『鎌倉遺文』二五二六二)。同年十一月十四日「後伏見上皇院宣案」(東寺百合文書は、『鎌倉遺文』二五二八九)。
- (17) 年月日未詳「若狭国太良庄預所書状案」(東寺百合文書は、『鎌倉遺文』二五二二五)。
- (18) 延慶三年十一月二十日「若狭国太良庄年貢帳」(東寺百合文書は、『大日本古文书東寺文書之一』五〇号、延慶四年三月日「東寺供僧方雜掌陳状土代」(東寺百合文書ユ、『鎌倉遺文』二四二七九)。
- (19) 正安四年四月二十三日「若狭国太良庄百姓申詞案」(東寺百合文書は、『鎌倉遺文』二二〇五〇)。
- (20) 網野註(13)論著。網野氏は史料「建武元年八月日「法橋実円陳状」(東寺百合文書ユ)からこの女院を偉鑿門院(?)としているが、当時、そのような女院は確認されていない。正安三年段階の若狭国の知行国主は不明である。
- (21) 文保二年十一月十二日「後宇多上皇院宣案」(東寺百合文書に、『大日本古文书東寺文書之一』二二二号)。この年、大嘗会用途が「建久以後新立庄一同」に沙汰されたという。
- (22) 元亨三年十月九日「後醍醐天皇論旨案」(文化庁所蔵文書、白河本東寺文書、『鎌倉遺文』二八五四七、二八五四八)。
- (23) 正応四年十月十七日「若狭国国宣」(東寺百合文書ユ、『鎌倉遺文』一七七三五)、正応二年「年行事次第」(東寺百合文書ユ)。
- (24) 文永八年十一月十九日「藤原経俊奉書案」(東寺百合文書ア、『鎌倉遺文』一〇九一七)。建治三年八月十七日「法印能禪請文案」(東寺百合文書ユ、『鎌倉遺文』二二八二七)。
- (25) 網野註(13)論著二三ページ。
- 建治三年十二月日「中原氏女申状案」(東寺百合文書ア、『鎌倉遺文』二二九五九)によれば、「嘉禎三年之比、被落当庄国衙、被逐実檢之刻、以公文給掠成地頭給之条、希代之所行」とある。また、同年月日の太良庄雜掌の申状(白河本東寺文書『鎌倉遺文』二二九五八)にも「嘉禎三年当庄被国領之時」とある。

- (26) 嘉禎三年四月十一日「若狭国留守所下文案」(賀茂別雷社文書、『鎌倉遺文』五二二八)によれば、賀茂社領宮河庄などに対し、「代々国檢之時、更無牢籠之處、今度国檢之時、始有其煩」であったという。
- (27) 延応元年十一月日の「若狭国司庁宣案」(東寺百合文書工、『鎌倉遺文』五五〇一)によると、「件保(太良保)者、本歎喜寿院御庄也、而一旦雖被顛倒、依令申自御室御所御、如元停止勅院事、大小国役万雑事等、為彼御領可被庄号」とあり、これ以前一旦国衛領に戻されたが、この年御室道助の訴えにより再び庄園として認められている。網野『中世東寺と東寺領莊園』(東大出版会)Ⅱ四章三八七ページによると、若狭国の知行国主は貞永二年に藤原基氏から北白河院に替わり、延応のころまでに、その子式乾門院の分園になったという。式乾門院が国主となったことを契機として、若狭国内の新立庄園の顛倒がなされたのではなからうか。
- (28) 延応元年九月日の「若狭国司庁宣」(賀茂別雷社文書、『鎌倉遺文』五四八三)によると、賀茂社領宮河庄に国衛使が乱入したが、賀茂社の訴えによって元のごとく神領として認められた。
- (29) 永仁五年三月五日「伏見天皇綸旨」(東宝記三)によって、佐渡・下野に替えて安芸が東寺造営料国とされ、「一國平均遂国檢」られた。
- (30) 「東宝記」三、『鎌倉遺文』二七〇七〇。
- (31) 元応元年のものと推定される六月一日付「後宇多上皇院宣」(東寺百合文書工、『鎌倉遺文』二七〇七一)。
- (32) 元応元年八月十二日「後宇多上皇院宣」(『鎌倉遺文』二七二〇三)。
- (33) 応長元年六月日「東寺申状案」(東寺百合文書工、『鎌倉遺文』二四三三三三)。
- (34) 網野註(27)著書Ⅱ第三章、三六九ページ。
- (35) 徳治三年五月二十日「伏見上皇院宣」(白河本東寺文書、『鎌倉遺文』二二二六〇)によれば、このとき一旦顛倒された新勅旨田が元のごとく東寺に返付された。
- (36) 竹内理三『寺領莊園の研究』第一章寺院知行国の消長。
- (37) 鎌倉時代の周防国衛について論及した論文には、三坂圭治『周防国府の研究』、藤本進「鎌倉末期周防国衛の動向」(『京大國史』國史論集)一、松岡久人「鎌倉末期周防国衛領支配の動向と大内氏」(竹内理三博士還暦記念『莊園制と武家社会』)、本田博之「中世後期東大寺の周防国領支配の展開」(『日本史研究』二九六)などがある。
- (38) 永仁二年七月二十六日「関東御教書」(東大史料編纂所所蔵文書、『鎌倉遺文』一八六〇五)。
- (39) 永仁二年十月十日「北条実政施行状案」(尊勝院文書、『鎌倉遺文』一八六七三)。
- (40) 正和五年二月九日「周防国目代承元寄進状」(阿弥陀寺文書、『鎌倉遺文』二五七三九)。
- (41) 正和四年七月日「周防国牟礼令公文名等下地打渡状案」(阿弥陀寺文書、『鎌倉遺文』二五五八二)。
- (42) 松岡久人註(37)論文。
- (43) 弘安十年十月十三日「関東下知状案」(東大法学部所蔵文書『鎌倉遺文』一六三六六)。
- (44) 常陸国総社文書(『茨城県史』資料編中世一、『鎌倉遺文』一六八〇)。「茨城県史」は文永十年、『鎌倉遺文』は文永十一年としている。とりあえず『茨城県史』にしたがう。
- (45) 常陸国総社文書(同上、『鎌倉遺文』一五八三〇)。
- (46) 笠松宏至『徳政令』(岩波新書)一三九ページ。
- (47) 壬生家文書(『鎌倉遺文』二八九一九、図書寮叢刊『壬生家文書』一、七三三号)。
- (48) 『国史大辞典』(吉川弘文館) 莊園整理令の項。
- (49) 嘉祿元年十月二十九日新制(水戸部正男『公家新制の研究』創文社刊)。

- (50) 天福元年七月一日「尊性法親王書状」(『鎌倉遺文』四五三五)。
 (51) 天福元年十二月日「長門国司庁宣」(長門赤間宮文書、『鎌倉遺文』四五九〇)。
 (52) 市田弘昭「平安後期の荘園整理令」(『史学研究』一五三)。ただし、市田氏の研究は建久二年の新制(整理令)で考察を終わっている。承久の大内裏造営については、小山田義夫「承久の大内裏再建事業について」(『流通経済大学論集』十の四)参照。
 (53) 註(49)、建暦二年三月二十二日公家新制第六条。
 (54) 寛元元年五月七日「越中国司下文案」(越中志徴、『鎌倉遺文』六一七九)。
 (55) 伊豆三島神社文書(『鎌倉遺文』七二二九)。
 (56) 図書寮叢刊『経俊卿記』。
 (57) 『経俊卿記』正元元年五月十四日条。
 (58) 文永八年十一月十九日「藤原経俊奉書案」(東寺百合文書『鎌倉遺文』一〇九一七)。
 (59) 弘安九年十月二十九日東寺供僧申状(東寺百合文書『鎌倉遺文』一一〇一七)。
 (60) 元徳元年十二月二十三日「法橋良善奉下知状」(尊経閣所蔵天竜寺真上院文書)によれば、河内国大井章金田長曾祢在庁給の「勘落」がなされている。
 (61) 安貞元年四月二十二日に造営途中の大内裏が火災で焼亡し、以後、再建されなかった。里内裏造営にあたっては、造内裏役を一國平均役として発布することはなかったと考えられる。建長元年の閑院内裏が炎上したあと、その再建が行われるが、幕府がその造営に当たっている。「吾妻鏡」建長三年三月一日、六月二十一日条など。
 (62) 曾我良成「国司申請荘園整理令の存在」(『史学研究』一四六)。
 (63) 『勘仲記』(史料大成) 弘安十年七月十三日条。
 (64) 同上
- (65) 石井註(1)論著。
 (66) 百瀬今朝雄「段銭考」(『日本社会経済史研究』中世編、吉川弘文館)、石井前掲註(1)論著、田沼睦「中世的公田体制の成立と展開」(『書陵部紀要』一一)。
 (67) 平泉隆房「中世大嘗祭の一考察」(『統大嘗祭の研究』)
 (68) (文応元年)九月十日「後深草天皇宣旨」(『鎌倉遺文』八五五〇)。
 (69) 天福元年八月七日「右中弁為経奉書」(祇園社記録、『鎌倉遺文』四五四九)。
 (70) 造内裏役の場合、小山田義夫氏の研究註(62)によれば、承久元年から二年の造内裏役の場合、三社の外に熊野社が加わった四社の神領と「代々御起請地」が院宣によって免除されている。造内裏役の例ではあるが、この段階では三社領や三代御起請地に限定されてはいない。
 (71) 十一世紀中頃(長久元年の荘園整理令)以来、大嘗会などの一國平均役が国司の申請によって中央政府に認可されるようになった点については、詫間直樹「一國平均役の成立について」(坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館)。また、大嘗会用途賦課の平安末期の具体的な様相については、小山田義夫「大嘗会役小考—平安期を中心に—」(木代修一先生喜寿記念論文集2『日本文化の社会的基盤』雄山閣)参照。
 (72) 文永二年二月七日「遠江国三代起請庄注文写」(東寺百合文書外『鎌倉遺文』九二一五)。
 (73) 年月日未詳「池田庄沙汰人申状」(民経記裏文書、『鎌倉遺文』二七一五)。
 (74) 「某請文」(同上、『鎌倉遺文』二七一六)。
 (75) 弘安八年二月日「造伊勢大神宮行事所切符案」(『鎌倉遺文』一五四一)などによれば(同一五四三三、一五四一一、一五四九六、一五六一五)在国司が段別二百文を東寺領安芸国新勅旨田に賦課し、田地作毛を点定した。

- (76) (建治二年)七月一日「紀伊守経朝請文案」(高野山文書、『鎌倉遺文』一三三九)。
- (77) 年月日未詳(後欠)「造東大寺領肥前国雑掌重申状」(東大寺文書、『鎌倉遺文』一五九六)。
- (78) 弘安九年八月十四日「官宣旨」(東寺文書射、『鎌倉遺文』一五九六)。
- (79) 「外記日記」(歴代残欠日記) 文永二年十二月二十三日条。
- (80) 元亨四年九月日「信濃国雑掌申状」(市河文書)。
- (81) 「中世政治社会思想」下(日本思想体系、岩波書店)。
- (82) 「勘仲記」 正応六年八月五日条。
- (83) 「妙塊記」(『鎌倉遺文』八四九六)。
- (84) 「平戸記」(史料大成) 仁治三年八月二十三日条。
- (85) 「玉葉」(名著刊行会) 承安二年閏十二月二十三日条。
- (86) 「若狭国御家人沙弥乘蓮息女藤原氏女重申状案」(東寺百合文書フ、『鎌倉遺文』一〇六四五)。
- (87) 公田概念の拡大は、鎌倉末期の王朝においても見られる。欲喜光院領播磨国矢野庄例名の田地をめぐる領主間の相論において、延慶二年、伏見上皇は院宣を発し「偏任自由放券公領之条、所行之至、罪科不輕」として裁判の判決理由としている(延慶二年八月二十二日「伏見上皇院宣案」、『鎌倉遺文』一三三七五二)。ここでいう公領とは矢野庄の例名のことである。伏見上皇はこの裁判にあたって三名の明法家に対して公田売買についての答申を求め、明法家たちはそれぞれ律令法を引用する勘文を提出している(『鎌倉遺文』一三三七五二、一三三七五三、一三五九〇)。
- (88) 五味文彦『院政期社会の研究』(山川出版社)。
- (89) 『花園天皇宸記』(史料大成)。
- (90) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店) 一八九ページ。
- (91) 正中二年八月二十五日「関東御教書」(中村直勝蒐集文書、『鎌倉遺文』二九一八四)。

(補註)

庄園の名田・庄田を「公田」とする用例は、この弘長元年以前の貞永元年十二月十九日の追加法四十三・四十四条においても、類似の例がみられる。すなわち、預所の名田を「公田」に「落」すことが問題になっているが、ここでの「公田」は預所名田と対比される庄園の一般の名田、定田を意味していると考えられる。なお、鎌倉期の「公田」の語義が公領を指す以外に年貢を賦課される庄園や公領の定田にあると考えるについては、田沼陸「中世的公田体制の成立と展開」(前掲)、および、中野栄夫「鎌倉時代における『公田』について」(『法政大学文学部紀要』二七)、同「荘園制支配と中世国家」(『歴史学研究』一九七四年度別冊特集)を参照。

(追記)

太良庄に関する註(20)(23)(24)の史料の一部について、網野善彦先生から御教示を得た。記して感謝したい。また、本論文の内容に関して、中世史研究会例会(一九九〇、九、二〇)、日本史研究会中世史部会(一九九〇、一〇、二六)で報告した。当日、御意見をくださった方々に感謝したい。